

2018年6月13日

Japan tax alert

EY税理士法人

EU理事会は、仲介業者と納税者 に対する新たな強制的透明性 規則の指令を採択

仲介業者及び納税者は、2018年6月/7月に実施された報告対象クロスボーダー・アレンジメントを報告する必要があります

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年5月25日、EU理事会(理事会及びEU)は、報告対象クロスボーダー・アレンジメントに係る税務情報の強制的自動交換に関するEU指令(2011/16/EU)を改正する指令(以下、「指令」)を正式に採択しました。採択された指令の内容は、EU経済・財務相理事会(ECOFIN)が2018年3月13日に合意した内容と一致しています。¹

報告対象クロスボーダー・アレンジメントの範囲は比較的広く、仲介業者及び納税者(主に法人ですが個人も含まれます)による広範な報告義務につながる可能性があります。クロスボーダー・アレンジメントに関する報告義務は、特定のホールマーク(特質又は特性)によって生じます。このホールマークは、比較的幅広いクロスボーダー・アレンジメントを対象としています。

指令の発効は4週間から6週間以内実施されると見込まれていますが、取引実行の最初のステップが発効後に行われる報告対象クロスボーダー・アレンジメントは報告する必要があります。しかし、最初の報告書の期限は2020年8月31日で、2020年10月31日までに交換される予定です。

詳細

背景

この指令は、経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトの行動12の目標を概ね反映しています。このプロジェクトではOECDレベルで関連する作業が進められており、租税回避措置を扱う強制開示モデル規則に関して進行中です。指令は、OECDの勧告を超えてEU全体に強制的な開示規則を導入しており、広範囲の特質を規定し、加盟国間での開示情報の自動交換を導入しています。

指令の範囲

この指令により、欧州委員会は、透明性を高め、乱用的と見なすクロスボーダータックスプランニングに対処することを追求します。指令は、指令が仲介業者として特定するEUの税務コンサルタント、銀行、弁護士及びその他の仲介業者に対し、1つ以上の「ホールマーク」を有するクロスボーダー・アレンジメントの開示を義務付けるものです。新たな報告義務の地理的範囲は、EU域内とEU加盟国と第三国間のアレンジメントを含みます。

ホールマークは、広範なストラクチャーや取引をカバーしており、受取側で0%又はほぼ0%との率で課税される一定の損金算入可能な支払や、評価困難な無形資産の移転など特定の移転価格のホールマークを満たす関連者間取引が含まれます。これらのホールマークの中には、メインベネフィットテストを満たした場合にのみ報告義務が発生するものがあります。

該当するホールマークの詳細に加えて、開示には、仲介業者及び関連する納税者の名前、居住地及び納税者識別番号(TIN)と、アレンジメントの要約情報が含まれます。

仲介業者が法的秘匿特権によって保護されている場合、開示することができる仲介業者がいればその仲介業者、いなければ納税者が開示義務を負うこととなります。また、仲介者がいない場合、または仲介者がEU管轄外にいる場合には納税者が開示義務を負うこととなります。アレンジメントの報告後、指令によって指定されたアレンジメントに関する情報は、加盟国間で自動的に交換されます。

採択された指令の内容は、2018年3月13日にECOFINによって合意された指令に対応するものです。²

加盟国による実施期限

加盟国は、遅くとも2019年12月31日までに指令を遵守するために必要な国内法を採用し、公表する必要があります。国内法は、違反に対する罰則を規定します。指令によるとこの罰則は、効果的で、応分的なものであり、また抑止的である必要があります。

指令の公表がEU官報に掲載されてから20日後に指令が発効し、この後にアレンジメントの最初のステップが実行された場合は報告対象となります。指令の発効は、2018年6月又は7月に予定されています。最初の報告書は2020年8月31日までに提出され、情報交換は同年10月31日までにされる予定です。

今後の影響

この規則は広範な地理的範囲をカバーし、EU内及び間接的に第三国における納税者と仲介者(指令によって定義されている)に影響を与えます。したがって、これらのグループは、現在の活動を指令によって定められた要件と照らし合わせて検討することが推奨されます。この指令の発効後、納税者及び仲介業者は、2020年8月に潜在的に開示が必要な活動の記録を開始することが推奨されます。

巻末注

1. 2018年3月14日付EY Global Tax Alert, 「[Council of the EU reaches an agreement on new mandatory transparency rules for intermediaries and taxpayers](#)」を参照下さい。新しい強制的透明性規則の詳細は2018年4月24日付EYのwebcast(英語のみ)をご覧ください。
2. 同上

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス
ドウマ 真一

パートナー
シニア

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
shinichi.douma@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 201806013

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp